

議案第 4 号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年野田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

瀬戸地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された瀬戸地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------	--

別表第2中

「

準工業地区	1 自動車教習所 2 畜舎（動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が15m ² 以下のものを除く。） 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これらに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 集会場（業として葬儀を行うものに限る。） 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号若しくは第3号又は同条第9項に規定する営業に供するもの
-------	---

」

を

「 準工業地 区	<p>1 自動車教習所</p> <p>2 畜舎（動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が 15 m²以下のものを除く。）</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>5 集会場（業として葬儀を行うものに限る。）</p> <p>6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号若しくは第3号又は同条第9項に規定する営業に供するもの</p>
瀬戸地区 地区整備 計画区域	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>1 店舗等の床面積が 500 m²以下のもの。ただし、店舗等のうち、ガソリンスタンド（給油所）、コンビニエンスストア及び飲食店の床面積に制限はなく、作業場の床面積は 50 m²以下に限る。</p> <p>2 事務所の床面積が 3,000 m²以下のもの</p> <p>3 倉庫</p> <p>4 自動車修理工場</p> <p>5 工場（建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く。）</p> <p>6 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>
沿道地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>1 店舗等の床面積が 500 m²以下のもの。ただし、店舗等のうち、ガソリンスタンド（給</p>

	<p>油所)、コンビニエンスストア及び飲食店の床面積に制限はなく、作業場の床面積は50m²以下に限る。</p> <p>2 事務所の床面積が3,000m²以下のもの 3 倉庫 4 自動車修理工場 5 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>
--	---

」

に改める。

別表第3に次のように加える。

瀬戸地区 地区整備 計画区域	流通地区	10分の20
	沿道地区	

別表第4に次のように加える。

瀬戸地区 地区整備 計画区域	流通地区	10分の6
	沿道地区	

別表第5に次のように加える。

瀬戸地区 地区整備 計画区域	流通地区	1,000m ²
	沿道地区	

別表第6に次のように加える。

瀬戸地区 地区整備 計画区域	流通地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設を除く。 1 1号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、2m以上とする。 2 2号壁面線の表示がある箇所においては、隣地境界線までの距離は、5m以上とする。 3 3号壁面線の表示がある箇所においては、隣地境界線までの距離は、3m以上とする。
	沿道地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、4号壁面線の表示がある箇所においては、1m以上とする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設を除く。

別表第7に次のように加える。

瀬戸地区 地区整備 計画区域	流通地区	35m
----------------------	------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

瀬戸地区の地区整備計画に係る都市計画決定に伴い、関係規定を整備するものである。

参考資料

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成6年野田市条例第17号)

改 正 案			現 行		
別表第1(第3条)			別表第1(第3条)		
名称	区域		名称	区域	
	(略)			(略)	
瀬戸地区地 区整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された瀬戸地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域				
別表第2(第5条)			別表第2(第5条)		
(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)	(イ)	(ウ)
区域の 名称	地区の 名称	建築物の用途の制限	区域の 名称	地区の 名称	建築物の用途の制限
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
準工業 地区	1 自動車教習所 2 畜舎(動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が 15 m ² 以下のものを除く。) 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これらに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 集会場(業として葬儀を行うものに限る。) 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号若しくは第3号又は同条第9項に規定する営業に供するもの		準工業 地区	1 自動車教習所 2 畜舎(動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が 15 m ² 以下のものを除く。) 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これらに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 集会場(業として葬儀を行うものに限る。) 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号若しくは第3号又は同条第9項に規定する営業に供するもの	
瀬戸地区 区域	流通地	次に掲げる建築物以外の建築物			
整備計 画区域		1 店舗等の床面積が 500 m ² 以下のもの。ただし、店舗等のうち、ガソリンスタンド(給油所)、コンビニエンスストア及び飲食店の床面積に制限はなく、作業場の床面積は 50 m ² 以下に限る。 2 事務所の床面積が 3,000			

	<u>m²以下のもの</u>
	3 倉庫
	4 自動車修理工場
	5 工場(建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるもののを除く。)
	6 前各号に掲げる建築物に附属するもの
沿道地区	次に掲げる建築物以外の建築物
	1 店舗等の床面積が 500 m ² 以下のもの。ただし、店舗等のうち、ガソリンスタンド(給油所)、コンビニエンスストア及び飲食店の床面積に制限はなく、作業場の床面積は 50 m ² 以下に限る。
	2 事務所の床面積が 3,000 m ² 以下のもの
	3 倉庫
	4 自動車修理工場
	5 前各号に掲げる建築物に附属するもの

別表第3(第6条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度
		(略)
瀬戸地区	流通地	10分の20
区	地区	
整備計画	沿道地区	
区域	区	

別表第4(第7条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
		(略)
瀬戸地区	流通地	10分の6
区	地区	
整備計画	沿道地区	
区域	区	

別表第5(第8条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の敷地面積の最低限度
		(略)
瀬戸地区	流通地	1,000 m ²
区	地区	

別表第3(第6条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度
		(略)

別表第4(第7条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
		(略)

別表第5(第8条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の敷地面積の最低限度
		(略)

整備計画区域	沿道地
--------	-----

別表第6(第9条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の壁面の位置の制限
(略)		
瀬戸地区	流通地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設を除く。
整備計画区域		<p>1 1号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、2m以上とする。</p> <p>2 2号壁面線の表示がある箇所においては、隣地境界線までの距離は、5m以上とする。</p> <p>3 3号壁面線の表示がある箇所においては、隣地境界線までの距離は、3m以上とする。</p>
沿道地区		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、4号壁面線の表示がある箇所においては、1m以上とする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設を除く。

別表第6(第9条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の壁面の位置の制限
(略)		

別表第7(第10条)

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の高さの最高限度
(略)		
瀬戸地区	流通地区	35m
整備計画区域		

(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の高さの最高限度
(略)		

